

○安中市道路占用料徴収条例

平成18年3月18日

安中市条例第176号

改正 平成24年12月18日条例第36号

平成25年3月21日条例第18号

平成26年3月18日条例第6号

平成30年3月19日条例第18号

令和3年3月17日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定により、市が法第32条第1項の規定による道路占用の許可を受けた者から徴収する道路占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法に関し定めるものとする。

(平24条例36・一部改正)

(道路の定義)

第2条 この条例において「道路」とは、市の管理する道路及びその附属物並びに道路又はその附属物となるべきものの予定地をいう。

(占用料の額)

第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、1件の占用料の額が100円に満たないときは、100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 占用料の額の基礎となる占用期間で、1年未満のときは月割りとし、1月未満のときは1月として計算する。

3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(平25条例18・平30条例18・令3条例15・一部改正)

(占用料の減免)

第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用する

とき。

- (2) 公衆の用に供する軌道、ガス、水道又は下水道の事業のために占有するとき。
- (3) 水管又は下水管の各戸引込管の設置のために占有するとき。
- (4) 道路に通ずる通路を設けるために必要な法敷の占有。ただし、通路の幅（道路に添う長さ）4メートルを超える部分を除く。
- (5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

（平24条例36・平26条例6・一部改正）

（占有料の徴収方法）

第5条 占有料は、許可の際に徴収する。ただし、許可の期間が2会計年度以上にわたる場合で市長が特に必要と認めたときは、初年度分は許可の際に、次年度以降の分については、当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。

（平24条例36・全改）

（占有料の還付）

第6条 既に徴収した占有料は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が占有期間内に法第71条第2項の規定により占有の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は占有者が天災その他の特別の事情により道路を占有することができなくなったときは、占有料の一部又は全部を還付することができる。この場合において、年額による占有料にあつては月割りにより計算した額を、月額による占有料にあつては日割りにより計算した額を還付するものとする。

（平24条例36・全改）

（占有規定）

第7条 許可を受けた者は、前各条の定めるもののほか、法に関する規定その他許可に付した一切の条件を守らなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安中市道路占有料徴収条例（昭和40年安中市条例第20号）又は松井田町道路占有料徴収条例（平成7年松井田町条例第5号）の

規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月18日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第18号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（道路占有料に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における道路の占有に係る道路占有料について適用し、施行日前の道路の占有に係る道路占有料については、なお従前の例による。

（安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第3条 安中市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年安中市条例第177号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月17日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（平24条例36・全改、平25条例18・平30条例18・令3条例15・一部改正）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円
	第2種電柱		650円
	第3種電柱		880円
	第1種電話柱		380円
	第2種電話柱		610円
	第3種電話柱		830円
	その他の柱類		38円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円	
	外径が1メートル以上のもの		450円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		760円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		480円	
	地下に設ける通路		290円	
その他のもの		760円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
う。）第7	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1日	10円

条第1号に掲げる物件		の催しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1本につき1月	96円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		960円
その他のもの				480円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	760円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	96円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額		

令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.019を乗じて得た額 Aに0.023を乗じて得た額 Aに0.033を乗じて得た額

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持

- する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- (5) Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- (6) 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。